

改正

昭和55年7月1日

昭和62年9月14日

平成元年4月1日

令和2年6月21日

いわき市中央卸売市場せり人登録等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央卸売市場におけるせり人の登録について、いわき市中央卸売市場業務条例（昭和52年いわき市条例第52号。以下「条例」という。）第12条から第16条まで及びいわき市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和52年いわき市規則第30号。以下「規則」という。）第7条から第12条までに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請手続)

第2条 条例第12条第2項の規定による登録の申請の受付は、毎年4月25日から5月1日までの期間に行うものとする。

2 前項の申請に当たっては、規則第7条第1項に規定する申請書に規則第7条第2項に掲げる書類のほか、せりを遂行するのに必要な経験の有無の認定のために、卸売業務に係る販売の現場業務に継続して3年以上従事していることを証する書類を添付しなければならない。

3 前項の添付書類は、申請の日前3月以内のものでなければならない。

(登録の資格審査及び認定試験)

第3条 登録の申請があつたときは、申請書又はその添付書類に基づき、条例第12条第4項各号の規定に該当しないことの審査を行うものとする。この場合において、せりを遂行するのに必要な経験又は能力の有無の認定は、せり人の認定のための試験（以下「認定試験」という。）により行う。

2 認定試験の採点は、100点満点とし、70点以上の得点をもつて合格点とする。

(せり人の登録)

第4条 市長は、前条に規定する審査及び認定試験の結果適格と認める者をせり人登録簿（別記様式）に登載するものとする。

(せり人の研修)

第5条 せり人は、市長の実施するせり人の研修を受講しなければならない。

2 卸売業者は、せり人の研修を随時実施し、せり人の知識技能の向上を図るものとする。

(せり人の登録の更新)

第6条 せり人の登録の更新については、規則第9条に規定するせり人登録更新申請書（規則第6号様式）に関係書類を添付して申請するものとする。

2 せり人の登録の更新を受けることができる者は、条例第13条第3項において準用する条例第12条第4項（第3号を除く。）各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

3 せり人の登録更新の認定試験については、第3条の規定を準用する。

(届出)

第7条 卸売業者は、せり人登録証の記載事項に変更を生じた場合は、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、せり人登録簿及びせり人登録証の訂正を受けなければならない。

附 則

この要綱は、昭和52年8月27日から実施する。

附 則（昭和55年7月1日）

この要綱は、昭和55年7月1日から実施する。

附 則（昭和62年9月14日）

この要綱は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（昭和62年いわき市条例第36号）の施行の日から実施する。

附 則（平成元年4月1日）

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

附 則（令和2年6月21日）

この要綱は、令和2年6月21日から実施する。

